

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立小倉商業高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

10

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

（基本理念）第3条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

を踏まえ、いじめから1人でも多くの子どもを救うには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが「いじめを絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめは全ての生徒に関係する問題であることを全校生徒、全職員で認識した上で、本校のいじめ防止等のための目標として次の7点を挙げる。

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、学習や様々な活動に取り組むことができるようにし、学校内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- (3) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響ならびに物理的な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- (4) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要で、学校、家庭、地域住民、その他の関係者との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指す。

- (5) いじめた側については、人間関係の把握ならびに家庭環境を考慮しながら各関係機関と連絡相談を行い、指導を行う。
- (6) 情報教育を徹底し、ネット上でいじめをなくす。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する教育を行い、人権に関する問題を指導する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養う。
- (2) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行うものに対する支援や全職員の共通理解を深めるための啓発を行なう。
- (3) 担任、副担任によるホームルーム活動において、個人面談の実施、関わり合いによる居場所づくり、絆づくりを行い、自己有用感を持たせ、より良い友人関係や集団づくりや社会性を育む。日頃から学校における情報モラル教育を進め、生徒がSOSを出しやすい学級づくりを行う。
- (4) 人権教育を通じて人間関係の大切さを養う。
- (5) いじめが起きにくい、いじめを許さない、学びの環境づくりを進める。
- (6) 生徒を日常的に観察し、積極的に声をかけることを心掛け、生徒の言動で気になる事柄等をメモして教育相談等に活用する。授業においては、自己存在感を持たせる支援の工夫、共感的人間関係を育成する支援の工夫、自己選択・決定の場の工夫により、生徒指導の機能を生かした授業づくりを行う。
- (7) 全ての教職員の共通認識を図るために、学校いじめ防止対策推進委員会を定期的に関き、生徒の把握に努める。年3回のいじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を行う。教職員等の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけて校内研修を行う。
- (8) 発達障がいや性同一性障がい等のきめ細かな内容が必要な生徒について、教職員への正しい理解を図る。
- (9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する教育の徹底を図る。
- (10) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- (11) 警察等関係機関との連携

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

- (ア) いじめの認知に関する校内研修の充実
- (イ) 生徒の些細な変化に気づく。
- (ウ) 気づいた情報を確実に共有する。
- (エ) 情報に基づき速やかに対応する。
- (オ) 対策組織においていじめの認知を正確に行う。
- (カ) 被害性に着目した判断を行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

気になる変化が見られた、遊びやふざけに見えるものの気になる行為があった場合に、5W

1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録し、職員がいつでもその情報を共有できるようにしておく。集約した情報に基づいて必要に応じ、関係者を招集して対応のための体制作りを行ない、早期認知、早期対応を心がける。

また、普段からの個人面談や生徒の生活を把握するための健康アンケート、無記名のいじめアンケート、学校生活アンケート、生徒がSOSを出すための相談ポストの活用などを通じていじめの早期発見を行う。インターネット上の書き込み等の監視を行い、いじめの早期発見・早期解決を図る。表現が苦手な生徒等に対しても学年とクラス担任が一体となり、いじめの早期発見に努めていく。その結果を人権教育推進委員会にて報告、連絡、相談を行い、対策を検討する。全職員の共通理解を図り、相談体制を整備する。場合によっては保健室やカウンセリング室を活用して、養護教諭、スクールカウンセラー、警察官経験者、スクールサポーターとの連携を図る。特に、個人情報に関することなので情報管理には十分に配慮を行なう。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

学校の職員、その他生徒の相談に応じるもの及び保護者は、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、速やかに適切な措置をとる。被害性に着目した判断を行い、対策組織による認知をする。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの未然防止として各部、学年等と連携しながら、職員の情報交換を定期的に行う。また、日ごろから表出できない生徒の把握や心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に組織的に対応する。

インターネットやSNS等を利用したいじめに対しても情報収集を図り、適切に組織的に対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

（ア）いじめと疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止める。

（イ）暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。

（ウ）生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。

（エ）通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、速やかに関係生徒から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握をする。その際、他の生徒の目に触れないように聞き取り場所や時間等、慎重な配慮を行なう。

（オ）いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行なう。

（カ）いじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反するため、学校いじめ防止対策推進委員会で組織的に対応する。そこで、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。その際、事実関係の把握を行い、職員の情報共有の対応をする。その後、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集め、確実に記録に残す。一つの事象にとらわれすぎず、いじめ全体像を把握する。

（キ）いじめと判断した場合は、学校の設置者に報告し、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで学校いじめ防止対策推進委員会が責任を持つ。

（ク）いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。

- (ケ) 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。
- (コ) 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (ア) 正確な実態把握に基づき指導・支援体制を組む。

(役割分担：担任、副担任、学年、養護教諭等)

- (イ) いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、いじめた生徒から徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (ウ) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添える体制をつくる。
- (エ) いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。など、自尊感情を高めるよう留意する。
- (オ) 家庭訪問（学級担任を中心に複数で対応）により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- (カ) いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- (キ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (ア) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (イ) 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導を行い、特別指導措置を活用するなどしていじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (ウ) いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、小倉南警察署とも連携して対応する。
- (エ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (オ) 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向うのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意志が持てるようにする。
- (イ) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (ウ) はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- (ア) ネット上を通じていじめが行なわれ、いじめを受けた生徒またはその保護者がいじめに係る情報の削除を求め、発信者情報の開示を請求するときは、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求めることができる。
- (イ) 学校単独で対応することが困難と判断した場合は福岡県教育委員会と相談しながら対応を考えていく。
- (ウ) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに小倉南警察

署に通報するなど、外部機関の援助を受ける。

(エ) それぞれの生徒の立場を考えながら、各関連機関と相談しながら対応をする。

(オ) 最新感染症による風評被害等にも対応を心がける。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(ア)(イ)が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。校内人権教育推進委員会兼学校いじめ防止対策検推進委員会で解消の有無を検討する。最終的に校長が判断するものとする。校内人権担当と修学支援担当とクラス担任でいじめの被害者・加害者の面談等を行い、学校いじめ防止対策推進委員会で解消の検討を行う。(場合によっては中学の担当者の協力を要請する)

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。特に、「生徒の生命、心身または財産に重大な被害」とは例えば以下のケースが想定される。

- 生徒が自殺を企てた場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、生徒または保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- (ア) 重大事態が発生した場合は福岡県教育委員会を通じて、福岡県知事に事態発生について報告する。調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。調査を行なう主体は学校が主体となつて行なう場合と福岡県知事が主体となつて行なう場合がある。従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の重大事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと福岡県教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は福岡県教育委員会において調査を実施する。調査の公平性・中立性を確保する。また、性質に応じては適切な専門家を加える方法もある。
- (イ) 事実関係を明確にするために重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅して明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (ウ) この調査は民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と福岡県教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。特に、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

- (エ) いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行うことも考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先して調査を行う。調査による事実確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- (オ) 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、着手する。調査方法としては生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- (自殺の背景調査における留意事項)
- 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方はその後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講じる。遺族の気持ちに十分に配慮しながら行なう。
- 背景調査にあたり、遺族が生徒を最も身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - いじめの疑いがあることを踏まえ、福岡県教育委員会または学校は遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
 - 詳しい調査を行うに当たり、福岡県教育委員会または学校は、遺族に対して調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査の結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族に合意を戴く。
 - 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有するものではない第三者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するように努める。
 - 自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
 - 客観的な事実関係の調査を迅速に進め、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識および経験を有する者に援助をお願いする。
 - 情報発信・報道対応についてはプライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行い、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意を払う。
- (カ) いじめの事実の有無についての確認措置（調査）を講じた結果、重大事態であると判断した場合はそのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから「重大事態に係る事実関係を明確にする調査」として先に行なった調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。ただし、いじめの事実の有無についての確認のための措置（調査）で事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がっ

たり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努め、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に十分に留意する。

- (キ) 傍観者についても自分の問題としてとらえさせ、いじめの同調はいじめを加担させることを理解させる。そして、いじめを受けている生徒の苦しみを考えさせる。

(2) 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒および保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。これらの情報の提供に当たっては他の生徒のプライバシーの保護に配慮し、関係者の個人情報に十分配慮した上で適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ってはならない。また情報提供を受けた段階で、学年、クラス等で生徒についての防止策を検討する体制を整えていく。また、質問紙調査の実施により得られたアンケートについてはいじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。またアンケート等でいじめを確認した場合、保護者の所見を求め家庭での状況を確認していく。学校が調査を行なう場合は、情報の提供の内容・方法・時期などについて、必ず福岡県教育委員会の指導、支援のもとで行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、福岡県知事に報告する。(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望をする場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて福岡県知事に送付する。

また、調査結果において、認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行い、その防止策も報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 学校いじめ防止対策推進委員会

組織の構成

(ア) 教職員について

- 管理職、主幹教諭、指導教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員、学年人権係で構成する。
- 個々のいじめの対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に対応する。

(イ) 外部専門家等について

当該組織に参加を求める外部専門家等については、3名を目途とする。

【外部専門家等の例】

- | | | | |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| ○心理や福祉の専門家 | ○弁護士 | ○医師（学校医） | ○教員経験者 |
| ○警察官経験者 | ○PTA役員 | ○学校・教育機関の管理職経験者 | |
| ○近隣の学校・教育機関の管理職 | など | | |

運用上の留意点

- (ア) 構成員の中から(2)(3)の構成員を組織の役割・機能や事案の性質に応じて校長が指名する。
- (イ) (3)の組織の外部専門家等の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

関係法令

いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(ア) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織について

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

関係法令

いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(ア) いじめ防止対策推進法・第28条に係る調査のための組織について

- 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのようなどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- 調査は民事・刑事上の責任追及やその他争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

本年のいじめ防止の為に昨年に引き続き生徒いじめアンケートや特設授業等を行い、いじめゼロの目標を達成する為、いじめの防止等のための基本方針や福岡県いじめ防止基本方針その他、関連法規の趣旨に照らし合わせて活動内容を適宜評価していく。その結果を校内の人権教育推進委員会や校務運営委員会、学校評議員会等に活動内容を報告して学校 HP にも学校評価を示す。

関係法令

福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】

6 適切な学校評価

いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する必要がある。そのため学校は、いじめに関する具体的な学校評価の在り方について、「学校評価ガイドライン」における生徒指導に関する評価指標等を参照しながら、いじめの問題に関する適切な観点「いじめの問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」「いじめを生まない環境や集団づくり」「早期発見・早期対応」等を盛りこんだ評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に生かすよう必要な指導・助言を行う。